

横浜キャンパスは 車両通学（自転車を除く）禁止です

① 車両通学について

横浜キャンパスでは、身体的事情や卒業研究など、やむを得ない事情により車両通学が必要となる場合を除き、下記の理由により自転車を除く車両（普通自動車、自動二輪車、原動機付自転車）での通学を禁止しています。通学には、公共交通機関を利用してください。

【禁止理由】

- 公共交通機関を利用して通学出来る立地条件であること。
- 周辺が住宅地であり、付近に小・中・高等学校が多く交通事故が懸念されること。

② 違法駐輪を繰り返す学生の処分

横浜キャンパスでは、車両通学の禁止を繰返し注意喚起していますが、本学学生による自動二輪車や原動機付自転車などの違法駐輪・無断駐輪によるトラブルや苦情が多く、見過ごすことができない状況にあります。

大学から指導を受けたにも関わらず、違法駐輪を繰り返す学生は、学則により懲戒（停学等）処分を受けることになります（下記参照）。学生諸君には、本学学生としての自覚を持ち、学内諸規程の遵守を強く求めます。

車両通学に関する取扱要領に違反した学生に対する指導要領

（目的）

第1条 この指導要領は、神奈川大学学生の「車両通学に関する取扱要領」に違反した学生に対して、改善を求める目的とする。

（指導）

第2条 学生生活支援部長は、違反学生に対して指導を行い、始末書を提出させるものとする。

（処罰）

第3条 第2条の指導を受けた学生に、改善が見られない場合は、神奈川大学学則第56条に基づき懲戒処分とする。

（処分の基準）

第4条 第3条に定める懲戒処分は、次の各号の基準に基づき、学生生活支援委員会が、教授会に提案するものとする。

1 第2条の指導を受けた学生が更に違反を行った場合は戒告処分とする。

2 前号1の処分を受けた学生が更に違反を行った場合は停学処分とする。

第5条 停学処分を受けた学生については、その氏名を公表し、保証人に通知する。

（所管）

第6条 この指導要領に関する事務の所管は、学生生活支援部学生課および平塚学生課とする。

（改廃）

第7条 この指導要領の改廃は、学生生活支援委員会の議を経て行う。

附 則

この指導要領は、平成11年8月1日から施行する。

附 則

この指導要領は、平成15年2月5日から施行する。

附 則

この指導要領は、平成17年3月16日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

③ 自転車置場利用の案内及び損害賠償責任保険等への加入について

通学のために自転車を利用する場合は、裏面に記載されている自転車置場を利用して下さい。一部の駐輪スペースは時間帯により混雑することがありますが、駐輪スペース以外への駐輪は禁止されています。歩行者や他の利用者の迷惑になりますので、駐輪マナーを守って利用して下さい。

また、神奈川県内で自転車を利用する場合は、自転車損害賠償責任保険等への加入が義務となっていますので、必ず加入してください。

みなとみらいキャンパスは自転車を含む車両通学禁止です

次のページへ



横浜キャンパス自転車置場設置場所

2022.4.1 学生課

